

こんにちは ハローワーク

令和3年6月29日発行

7 月号

築館公共職業安定所
栗原市築館薬師2丁目2-1

TEL 0228-22-2531
FAX 0228-22-6892

ハローワークからのお知らせ

○8月以降の雇用調整助成金の特例措置等について

新型コロナウイルス感染症にかかる雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の特例措置については、7月末までの延長措置がとられているところですが、沖縄県において緊急事態宣言が延長され、又、東京都・大阪府等の都道府県においてまん延防止等重点措置が実施されたこと等を踏まえ、8月末までの期間においても、引き続き特例措置を実施する予定です。詳しくは、2～3ページをご覧ください。

○令和4年3月新規高等学校卒業予定者の採用を検討中の事業所は早めの求人をお願いします。

令和4年3月新規高等学校卒業予定者の採用のために、求人者等が行う求人活動の学校訪問が令和3年7月1日から解禁となります。

求人活動のための学校訪問については、①事前に学校の了解を得たうえで行うこと。②訪問する際は、安定所の確認を受けた求人票の写しを持参するか、事前に送付しておくこと。の2点を厳守していただくようお願いします。

- ・安定所に対する求人申込開始 令和3年6月1日（安定所からの求人返戻7月1日）
- ・求人活動のための学校訪問 令和3年7月1日以降



労働市場の動き(5月内容)

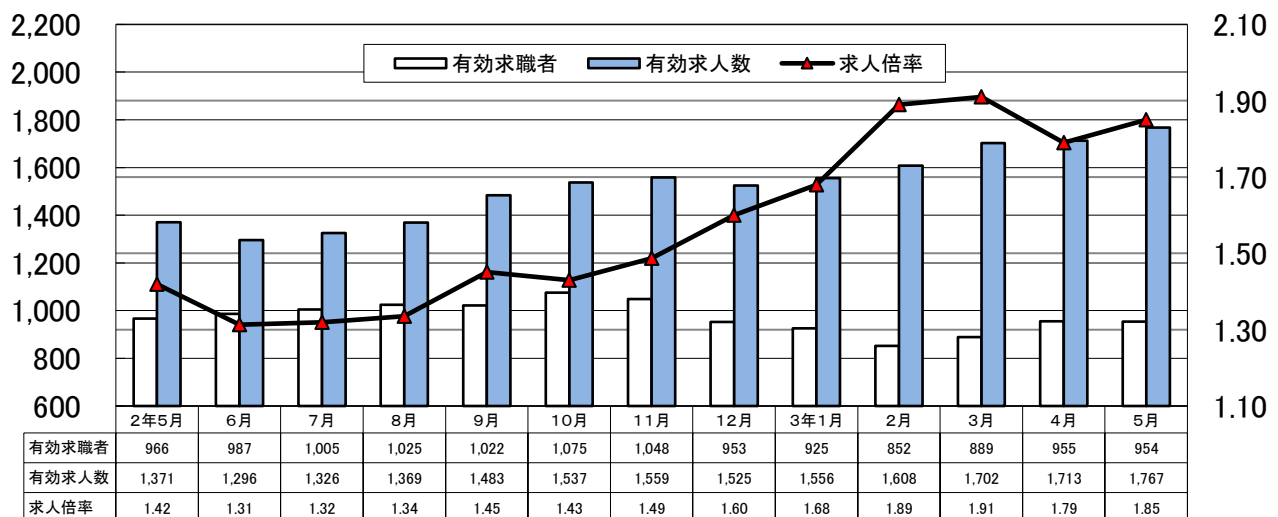
ハローワーク築館管内の求人・求職者の動向



◆5月の有効求人倍率は1.85倍

◆月間有効求人数は1,767人、月間有効求職者数は954人

- ・新規求人数は637人と、前月に比べ2.6%の減少となり、前年同月比では20.4%の増加となりました。
- ・新規求人は主な産業別では前年同月比でサービス業が290.6%、製造業で54.3%、医療・福祉で4.1%増加した一方で、生活関連サービス業・娯楽業が66.7%、宿泊業・飲食サービス業が41.2%、卸売・小売業が6.4%減少しました。
- ・新規求職申込件数は199人と、前月に比べ37.0%減少し、前年同月比では3.1%増加しました。
- ・このため、5月の当所管内における雇用失業情勢は、月間有効求人数1,767人に対し、月間有効求職者数954人で、有効求人倍率は、1.85倍となり、先月より0.06ポイント上昇しました。



(事業主の方へ)

令和3年5月・6月・7月の 雇用調整助成金の特例措置等について



判定基礎期間の初日が**令和3年5月1日以降**の場合の
支給申請様式が変更されております。**厚生労働省HPに**
掲載している最新の様式をご提出ください。

延長について

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、**令和3年6月30日**までを期限に雇用調整助成金の特例措置を講じてきたところですが、**一部内容を変更し、この特例措置を7月31日まで延長いたします。**

特例措置の内容

判定基礎期間の初日		～4月末	5月・6月・7月	
中小企業	原則的な措置 【全国】	4/5 (10/10) 15,000円	4/5 (9/10) 13,500円 ①	
	業況特例 (※1) 【全国】	-	4/5 (10/10) 15,000円 ②	
	地域に係る特例 (※2)	緊急事態宣言	-	4/5 (10/10) 15,000円 ②
		まん延防止等 重点措置	-	4/5 (10/10) 15,000円 ②
大企業	原則的な措置 【全国】	2/3 (3/4) 15,000円	2/3 (3/4) 13,500円 ①	
	業況特例 (※1) 【全国】	4/5 (10/10) 15,000円	4/5 (10/10) 15,000円 ②	
	地域に係る特例 (※2)	緊急事態宣言	4/5 (10/10) 15,000円	4/5 (10/10) 15,000円 ②
		まん延防止等 重点措置	4/5 (10/10) 15,000円	4/5 (10/10) 15,000円 ②

(注) 金額は1人1日あたりの上限額、括弧書きの助成率は**解雇等を行わない場合**

①は令和2年1月24日から判定基礎期間の末日までの解雇等の有無及び「判定基礎期間末日の労働者数が各月末の労働者数平均の4/5以上」の要件により適用する助成率を判断しています。

②は令和3年1月8日から判定基礎期間の末日までの解雇等の有無により適用する助成率を判断しています。

○雇用保険被保険者以外の方に対する休業手当については、「緊急雇用安定助成金」として支給しています。



※ 1・※ 2 に該当する事業主の方へ

※ 1 業況特例（特に業況が厳しい全国の事業主）

【対象となる事業主】

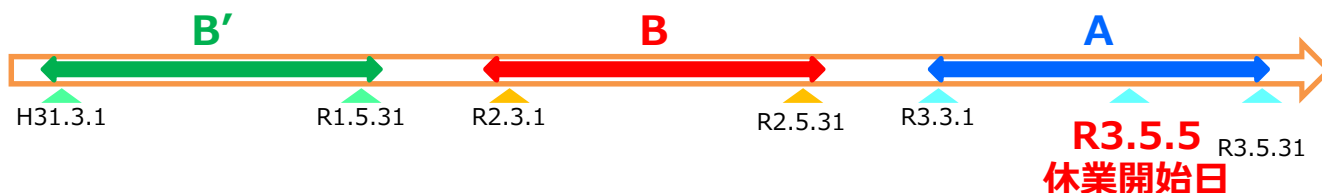
AとBそれぞれの月平均値の生産指標（売上げ高等）を比較し、**Aが30%以上減少**している事業主

A：判定基礎期間の初日が属する月から遡って3か月間の生産指標

B：Aの3ヶ月間の生産指標に対して、**前年同期**または**前々年同期**の生産指標

（①雇用保険適用事業所設置後であって、②労働者を雇用している場合（緊急雇用安定助成金は②のみ）に限る。）

例：令和3年5月から休業を実施した場合



【対象となる休業等】

令和3年1月8日から7月末まで(※)の休業等（短時間休業を含む）

(※) 中小企業は5月1日から7月末まで（4月末までは本特例を受けずに同様の助成が受けられます。）

※ 2 地域に係る特例（営業時間の短縮等に協力する事業主）

【対象となる事業主】

以下を満たす飲食店や催物（イベント等）を開催する事業主等

- ①緊急事態措置の対象区域またはまん延防止等重点措置の対象区域（職業安定局長が定める区域）の都道府県知事による要請等を受けて、
- ②緊急事態措置を実施すべき期間またはまん延防止等重点措置を実施すべき期間を通じ、
- ③要請等の対象となる施設（要請等対象施設）の全てにおいて、
- ④休業、営業時間の変更、収容率・人数上限の制限、飲食物提供（利用者による酒類の店内持ち込みを含む）又はカラオケ設備利用の自粛に協力する

【対象となる休業等】

要請等対象施設における以下の期間を含む判定基礎期間の休業等（短時間休業を含む）



厚生労働省ホームページに掲載する区域及び期間

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/cochomoney_00002.html

お問合せ先

ご不明な点は、以下のコールセンターまでお問い合わせ下さい。

厚生労働省HP

雇用調整助成金、産業雇用安定助成金、学校等休業助成金・支援金コールセンター
0120-60-3999 受付時間 9:00~21:00 土日・祝日含む



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク





雇用の動き(5月内容)



一般職業紹介状況		(パートタイムを含む)		
項目		当月	前月比(%)	前年同月比(%)
求職関係	新規求職者数	199	▲ 37.0	3.1
	うち45歳以上	111	▲ 44.8	3.7
	有効求職者数	954	▲ 0.1	▲ 1.2
	うち45歳以上	567	▲ 0.4	0.9
求人関係	新規求人数	637	▲ 2.6	20.4
	うち常用	598	▲ 4.0	18.2
	有効求人数	1,767	3.2	28.9
	うち常用	1,688	2.6	28.0
紹介関係	紹介件数	238	4.4	35.2
	うち常用	208	▲ 1.9	24.6
就職関係	就職件数	96	28.0	28.0
	うち常用	86	28.4	26.5

(パートタイムを含む)

雇用保険適用状況				
項目		当月	前月比(%)	前年同月比(%)
被保険者関係	資格取得者数	227	▲ 41.9	▲ 22.3
	資格喪失者数	180	▲ 64.2	▲ 17.4
	月末現在被保険者数	17,520	0.2	▲ 1.8

